

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）  
まさば及びごまさば太平洋系群  
漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 4 月  
水 産 庁

## 1 T A C（案）

### （1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② まさば太平洋系群、ごまさば太平洋系群それぞれについて、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値、資源管理基本方針別紙 2-15 の第 4 に定める漁獲シナリオより得られる漁獲圧力を乗じた値を A B C とする。
- ③ 令和 7 管理年度までは、算定された両系群の A B C の合計値の全量を T A C とし  
て設定してきた。
- ④ 令和 8 年 4 月に開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 10 回年次会合では、  
科学委員会からの資源評価結果を踏まえ、公海におけるサバ類（マサバ及びゴマ  
サバ）の 2026 年及び 2027 年の T A C を、それぞれ 5.1 万トン、4.5 万トンとする  
ことに合意した。  
他方で、N P F C の合意は、  
（ア）マサバについて、国内評価とは異なる考えにより算出された、暫定的かつ我  
が国のものとは乖離のある目標を踏まえたものであり、  
（イ）ゴマサバについては、資源評価が行われていない。
- ⑤ このことから、両系群の主要な産卵場及び分布域を有する我が国としては、引き  
続き、  
（ア）N P F C において、適切な資源評価及び当該評価に基づいた資源管理の目標  
により、我が国の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう求めてい  
くこととし、  
（イ）それまでの間は、これまでの T A C 設定の考え方を踏襲し、まさば太平洋系  
群及びごまさば太平洋系群の各 A B C の合計値の全量を T A C とする。

### （2）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
まさば及びごまさば太平洋系群	112,000 トン

## 2 配分（案）

- （1）T A C の 35 パーセントを管理年度当初の国の留保とする。なお、留保には国際  
交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- （2）T A C から管理年度当初の国の留保を除いた数量について、過去 3 か年（令和 2

年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。

(3) 配分量(案)は別紙のとおり。

(4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

- ・ 令和7年度から9年度においては、I Qによる管理を行う管理区分(大中型まき網漁業の一部)も留保からの配分の対象とし、当初の配分における留保の数量を基に算出した数量の上乗せは行わない。
- ・ 管理年度の12月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。
- ・ 75%ルールにおいて、一度に配分する数量は、期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量(又は大臣管理漁獲可能量)との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量(又は大臣管理漁獲可能量)の半分の数量のうちいずれか小さい数量とする。

(5) なお、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、T A Cの配分に係る基準年が更新される予定の令和9管理年度に向けて、実際の漁獲状況も踏まえつつ、T A Cの配分方法について関係者とともに検討を行う。

### 3 その他

令和7管理年度と同様の考えにより、令和8管理年度における次の漁獲量について、令和10管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。

- (1) 留保からの配分に係る漁獲により、過去3年(令和4~6管理年度)の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量。
- (2) 融通を受け、当初配分量(国の留保から配分を受けた場合にあっては、その数量)を超えて漁獲した数量。

(参考1) 資源管理の目標

#### 1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：482千トン(最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなる際の漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値)
- ② 限界管理基準値：142千トン(漁獲がないと仮定した場合の親魚量の10パーセント)
- ③ 禁漁水準値：0トン

#### 2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：167千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- ② 限界管理基準値：54千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するため

に必要な親魚量)

- ③ 禁漁水準値：7千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

(参考2) 漁獲シナリオ（資源管理基本方針別紙2-15第4関係）

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ及び漁獲圧力

親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する。

- ① 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力（まさばの場合は、「最大持続生産力を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力」）の水準に、調整係数（ $\beta$ ：両系群ともに0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
- ② 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ③ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

2 管理年度途中のTACの調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中で、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度のTACに一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定されるTACは、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ TACの調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(参考3) TAC及び漁獲実績の推移

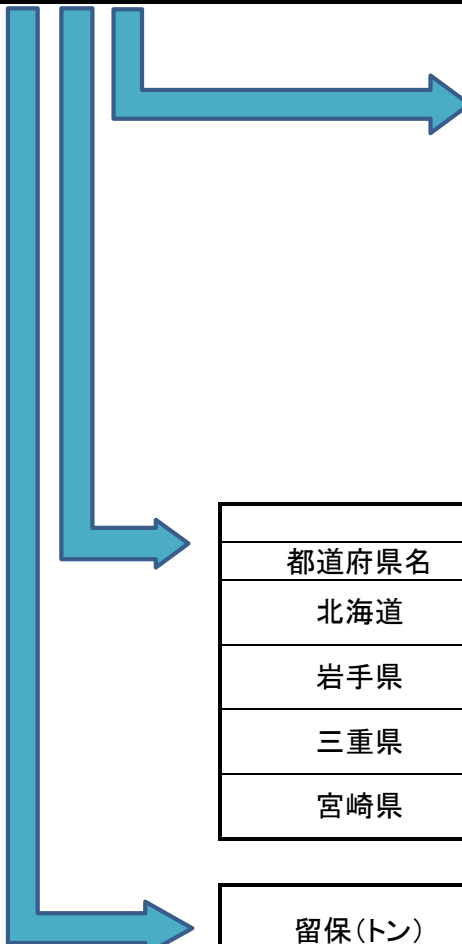
単位：万トン

	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度
TAC	13.9	35.3	51.0	50.9	59.6
漁獲実績	—	7.9	10.8	15.8	28.1

(出典：TAC報告より水産庁作成)

令和8管理年度まさば及びごまさば太平洋系群  
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	112,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	22,800
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	12,100
沖合底びき網漁業	4,600

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	6,900	青森県、宮城県、福島県、茨城県、 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、 愛知県、大阪府、和歌山県、岡山県、 広島県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県及び大分県については、現行 水準とする。
岩手県	4,700	
三重県	6,500	
宮崎県	3,400	

留保(トン)	39,200
--------	--------